

一般財団法人福島県農協役職員共助会
退職互助規程

一般財団法人福島県農協役職員共助会

退職互助規程

(目的)

第1条 一般財団法人福島県農協役職員共助会（以下「当会」という。）は、認可特定保険業者等に関する命令（平成23年5月13日 内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号。以下「命令」という。）及び定款第4条第5号の規定に基づき、この規程に定めるところにより医療給付金及びその他の給付を行う。

(認可事項)

第2条 第9条第1項第1号に定める給付は、主務官庁である福島県知事より受けた認可（平成25年3月21日 24農支第3817号）に基づくものとし、給付内容等を変更する場合は、理事会決議を経た上で、主務官庁より変更認可を受けなければならない。

2 前項の認可内容については、以下の基礎書類に基づくものとする。

- (1) 退職互助医療保険 普通保険約款（以下「約款」という。）
- (2) 退職互助医療保険 事業方法書（以下「事方書」という。）
- (3) 退職互助医療保険 保険料及び責任準備金の算出方法書（以下「算方書」という。）

(退職互助医療保険)

第3条 当会における退職互助医療保険については、別途約款で定めるとし、契約者は約款に従う。

(本規程への同意)

第4条 定款第1条第2項に定める団体（以下「団体」という。）及び役職員等は、本規程に従うことに同意したものとみなす。

(保険契約)

第5条 本規程に基づき、医療給付金及びその他の給付を受けるものは、別に定める退職互助医療保険契約（以下「保険契約」という。）を当会と締結するものとする。なお、保険契約の締結にあたっては、当会が定めた所定の事項を申告しなければならない。

2 保険契約を締結できる者は、定款第1条第2項に定める役職員等であった

退職者であり、下記の条件を満たす者とする。

(1) 共助会総合保険の契約者会員であり、第16条で定める保険料積立金を25年間積み立てた者（以下「退職互助積立満了者」という。）

3 前項にかかわらず、退職時において50歳以上に到達し、かつ15年以上積み立てている者は、次のとおり不足額を一時払いで納付することで、保険契約の締結ができるものとする。

(1) 退職時の標準報酬月額に1,000分の9を乗じた額に、不足期間分を乗じて得た額を退職時に一時払いで納付すること

(2) 前号のうち、自己都合による退職については1,000分の11を乗じること

4 第1項による保険契約の締結日は、約款第6条に基づくものとし、退職月の翌月1日からとする。

5 保険契約を締結した役職員等（以下「契約者会員」という。）は、第1項後段で申告した事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面にて当会に届け出なければならない。

(保険期間)

第6条 前条により締結した保険契約の保険期間は、約款第7条に従うものとする。

(保険契約の更新)

第7条 第5条により締結した保険契約は、更新を行わない。

(保険契約の解約)

第8条 契約者会員は、約款第19条に従い、いつでも本規程に基づく保険契約を解約することができる。

2 解約に伴う解約返戻金の額は、約款第20条に従う。

3 契約者会員が保険契約を解約するときは、併せて配偶者も第9条に定める給付金の請求権利を喪失する。

(給付の種類)

第9条 この規程による給付の種類は次の通りとする。

(1) 医療給付金

(2) 香典

2 前項第1号の給付内容及び給付条件については、約款第2条に従い、第2号については、第11条に従うものとする。

(医療給付金の一部負担額)

第10条 約款第2条第1号に定める契約者会員の一部負担額は3,000円とする。

2 前項による一部負担額は、院外処方による薬局分は差し引かない。

(香典)

第11条 契約者会員及び配偶者が死亡した場合は、それぞれ10,000円の香典を給付する。

2 第16条に定める保険料積立金の積立を行っている者(以下「退職互助積立者」という。)又は退職互助積立満了者が死亡した場合は、10,000円の香典を給付する。

3 約款第9条第1項に定める保険料を納付した契約者会員で、約款第7条第1項及び第2項に定める保険期間に到達していない契約者会員(以下「退職互助待機者」という。)が死亡した場合は、10,000円の香典を給付する。

(給付の請求)

第12条 第9条第1項に定める給付を受けようとする契約者会員又はその配偶者は、別に定める請求書に必要な書類を添えて請求事由の発生した翌月から6か月以内に当会に提出しなければならない。ただし、第9条第1項に関する支払を請求する権利は、約款第26条に従う。

(給付金の承認)

第13条 前条の請求にかかわる給付の承認は、専務理事又は常務理事又は事務局長が行う。

(書類等の受付と支払)

第14条 給付請求や申告内容の変更(以下「書類等」という。)は、毎月5日までに当会に届いたものを当該月の書類等受付分として処理する。このとき、5日が日祝日の場合は、翌営業日とする。

2 給付は、請求者の指定する口座に支払う。

3 前項の給付は、内容を審査し承認されたものについて、毎月25日に支払う。このとき、支払日が土日祝日の場合は、翌営業日とする。

(保険料)

第15条 保険料は、第16条で定める保険料積立金の総額とする。

2 保険料の払込、猶予期間、失効及び免除については、約款第9条、第10条、第11条及び第12条に従う。

(保険料積立金)

第16条 保険契約を締結する者は、約款第9条に規定する一時払い保険料に充当するために、30歳の誕生日を迎えた翌月から25年間、第18条で定める標準報酬に1,000分の11を乗じた額（以下「保険料積立金」という。）を積み立てるものとする。

2 前項の積み立ての負担割合は、定款第1条第2項に定める団体及び退職互助積立者でおのおの2分の1とし、給与天引きとする。

(保険料積立金の積立申込み)

第17条 保険料積立金の積立申込みは、共助会総合保険契約時に行うものとする。

2 前項のうち、共助会総合保険契約時の年齢が45歳以上の者は、保険料積立金の積立申込みを任意で申込みすることができる。

(標準報酬の定義)

第18条 標準報酬とは、健康保険標準報酬月額を準用する。

(標準報酬表の提出)

第19条 団体は契約者会員別に標準報酬表を作成して、毎年7月10日までに当会に提出しなければならない。

2 前項の標準報酬は、毎年9月1日から翌年8月31日まで適用するものとし、随時改定は行わない。

(保険料積立金の払戻し)

第20条 退職互助積立者又は退職互助積立満了者は、保険料積立金の払戻しを受けることができる。このとき、共助会総合保険も解約しなければならない。

2 前項の払戻し額は、退職互助積立金の自己負担分全額とし、払戻金の受取人は、退職互助積立者、退職互助積立満了者又はその法定相続人とする。

3 前項については、退職互助待機者においても準用する。

(改廃)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. 平成17年3月31日までに保険料の積立を開始している者は、第5条第3項の、

退職時の年齢並びに保険料の積立期間にかかわらず、不足額を一時払いで納付することで、保険契約の締結ができる。

2. 平成21年3月31日までに共助会総合保険の契約をした者は、第17条で定める保険料積立金の積立申込みについて、30歳以降任意で申込みをすることができる。
3. この規程は、一般財団法人福島県農協役職員共助会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。